

日米の外貨換算会計基準の比較検討 ——現行の外貨表示財務諸表の換算基準について——

A Comparative Study of FAS 52 and Japanese Statement on the Foreign Currency Translation

白 木 俊 彦*

Toshihiko SHIRAKI

目 次

- I. はじめに
- II. 日米のアプローチの比較
 - 1. FAS52のアプローチ
 - 2. 我が国外貨換算会計基準のアプローチ
- III. 換算方法の検討
 - 1. FAS52の換算方法
 - 2. 我が国外貨換算会計基準の換算方法
- IV. おわりに

要 旨

FAS 8 が公表されて以来、我が国においても外貨表示財務諸表の換算問題に関して決算日レート法とテンポラル法の比較検討がされてきた。その後、FAS52が公表され、それまで換算方法として論じられてきたテンポラル法を再測定法として位置づけた。これは、決算日レート法とテンポラル法を同じ土俵で論じることができないという見解を明らかにした点において外貨換算会計上重大な意義がある。

そして、決算日レート法が換算方法として指示されようとしている現在、我が国外貨換算基準との違いをあらためて問うことを本稿の目的

としている。

I. はじめに

企業内容開示制度の一環として連結財務諸表は昭和52年4月1日以降に開始する連結会計年度から証券取引法適用企業に導入されてきたが、米国基準により作成されたものと比較して必ずしも企業実態を充分には表示していないという批判がある^(注1)。そして、最近の日米構造協議において、これまで個別財務諸表の添付書類とされてきた連結財務諸表が有価証券報告書の本体に組み入れられることとなり、益々日米間の会計諸基準の違いを検討しなければならない状況になってきた。さしあたっての連結財務諸表の作成、開示については、従来米国基準に準拠してきた企業は日本基準によらなければならないこととなったのである^(注2)。

そこで、在外子会社等を連結財務諸表の範囲に含む企業の多い我が国ではどのような問題が生じるのであろうか。

我が国連結財務諸表原則には、在外子会社等の外貨表示財務諸表項目の換算について「一般

(注1) Howard D. Lowe, "Shortcomings of Japanese Consolidated Financial Statements," Accounting Horizons, Vol.4, No.3, 1990.

(注2) 平松朗稿, 「日米構造協議と証取法上のディスクロージャー<2>」旬刊経理情報 No.614, 1991.

* 経営情報学科——会計

Department of Business Administration and Information Science——Accounting

に公正妥当と認められる換算の基準に従わなければならない」と明記している。ここでいう「一般に公正妥当と認められる換算の基準」とは、我が国「外貨建取引等会計処理基準」（以下、外貨換算会計基準という）を指しているものと考えられるので、必然的に外貨換算会計基準における日米の違いも検討されねばならない。

我が国外貨換算会計については、外貨換算会計基準が昭和54年に公表されて以来、数多くの論文あるいは解説が公表されてきたが、それらは、主に批判的考察が多く、基準に準拠して作成された財務諸表が意図している開示内容に関して、米国基準との比較の見地から十分な吟味がなされてきたようには思われない。その背景には、米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board, 以下、FASBと略す）の基準書では換算の目的など基準設定までの討議経過が詳細に記されているのに対し、我が国外貨換算会計基準では換算の目的等の基本問題について明解にされていないという事情も起因しているように思われる。また、我が国外貨換算会計基準が提唱した在外子会社の外貨表示財務諸表の換算方法（以下、修正テンポラル法という）の論理が理解しにくいこともあげられよう。

そこで本稿ではまず、日米の外貨換算会計基準のアプローチの違いを確認することから出発し、その後、日米各々の換算方法に関し検討を加えていきたい。

II. 日米各基準のアプローチの比較

1. FAS52のアプローチ

FASB基準書第52号「外貨換算」（FASB Statement No.52, Foreign Currency Translation, 以下、FAS52という）における規定内容と我が国外貨換算会計基準の内容を比較した場合のFAS52の特徴の第1は、在外事業体の機能通貨が海外の通貨か報告通貨かによって会計処理を区別している点である。第2として、キャッシュフローに影響を与えないものは純利益の算定に含めず、逆に影響を与えるものは損益計算に含

めることとしている点で、特にキャッシュフローの会計思考を重視している点を指摘することができる。

まず、第1の特徴については、換算レートの選択に係る特徴として捉えることができよう。そこでは、機能通貨^(注3)アプローチという新たなアプローチを用いて論理展開されており、結論として決算日レート法を換算方法として提唱している。すなわち、フロイドが指摘しているようにFASBは機能通貨概念を適用することによりFAS52の目的を達成しようとしているのである^(注4)。

それではFAS52ではいかなる換算の目的を考慮しているのだろうか。FAS52において明記している換算の目的^(注5)は

1. レートの変動が企業のキャッシュフロー及び持分に与えるものと予想される経済効果と首尾一貫した情報を提供すること。
2. 米国で一般に認められた会計原則に従って機能通貨で測定された各々の連結事業単位の財

(注3) 機能通貨についてFAS52では次のように定義している。

「ある事業単位の機能通貨は、当該事業単位が事業を行っているもっとも主要な経済環境の通貨である。通常、事業単位が主として現金を稼得しかつ使用している環境の通貨である」(par.5)。具体的には、par.6で示しているように、仮に比較的自己充足的でかつ自己完結的な事業をある特定の国で行っている事業単位の機能通貨は、当該事業単位の存在している国の通貨であろう。しかし、常に、在外事業単位の機能通貨が当該事業単位で所在する国の通貨であるとは限らない。仮に、在外企業が親会社の事業にとって、直接的かつ不可欠な部分であったり、親会社の事業の延長に過ぎない企業の場合には、親会社の通貨が機能通貨となる。

実際に機能通貨を決定することはかなり困難な場合も有り得ることからFAS52の付録Aには指針が示されている。

(注4) Floyd A. Beams, Ph. D. "Advanced Accounting Third Edition," Prentice-Hall, Inc., p.567, 1985.

(注5) FASB Statement No.52, par.4.

務成績や項目ごとの相互関係を連結財務諸表上に反映すること

であり、これらの換算の目的に至るまでには上記以外に次の内容を検討している。すなわち、換算された外貨額を含む財務諸表は「単一測定単位」によるか否かという点である。この「単一測定単位」目的は、FASB意見書第8号（FASB Statement No. 8, Accounting for the Translation of Foreign Currency Transactions and Foreign Currency Financial Statements, 以下、FAS 8という）において展開されたテンポラル法的前提である。すなわち、テンポラル法は、すべての在外事業を親会社の国内活動の延長としてとらえ、あらゆる取引が親会社の報告通貨で行われ、かつ測定されたかのように連結財務諸表上に反映させるよう会計処理する方法といえる。

このテンポラル法の考え方をFAS52では換算方法として採択しなかったが、この論拠は上で指摘した特徴の第2にも関係する。特徴の第2はいわば換算差額の処理に係っている。すなわち、親会社のキャッシュフローに影響を及ぼす場合には当期の損益計算に含め、直接関係しないケースでは換算調整勘定などの勘定科目で処理し、当期損益計算には関係させない。FAS52においても「その（テンポラル法の）^(注6)前提は、実際にはしばしば、在外事業単位の資産・負債及び事業活動が他の経済環境、他の通貨環境下に存在し、そのような異なった環境の中で外貨によるキャッシュフローを発生させたりしているという事実を無視している。」^(注7)と批判し、また「在外事業単位が複数の外貨で資産を取得し、負債を負い、また決済し、その他の事業活動を行っているという事実をばかしてしまう。在外事業活動は多くの場合、外貨を使用して行われており、親会社へのドル送金は、在外事業単位の生み出した外貨のキャッシュフローの純額に依存しており、その中から親会社に送金されている」^(注8)という事実を指摘し

（注6）筆者による注

（注7）FASB, op. cit., par.75.

て、テンポラル法的前提である換算の目的を採用しなかった。

しかしながらその一方で、「すべての在外事業の事業形態が同一であるとは限らない」^(注9)として在外事業について大きく二つの分類を認識して、それぞれの機能通貨を例示している。

第1の分類は、比較的自己充足的でかつ特定の国あるいは特定の経済環境のもとで活動している在外事業が含まれる。この中に含まれる企業の機能通貨は外貨である^(注10)。次に、第2の分類には、主として親会社の事業の直接的かつ不可分の構成部分であるか、親会社の活動の延長であるような在外事業が含まれる。そして、このような企業の機能通貨は本国通貨が該当する^(注11)。

FAS52では外貨が機能通貨のケースは「換算」(translation)が必要として、報告通貨が機能通貨のケースでは「再測定」(remeasurement)とよび区別している。FAS 8では両方とも換算方法として論じていたにもかかわらず、換算を測定領域と明確に切り離している。この点はFAS52の第3の特徴ということもできよう。

外貨が機能通貨の場合のみ換算方法とよばなければならない理由については、単に換算の目的に依拠したにすぎないように思われる。仮に、換算の目的をFAS 8のように設定すればテンポラル法も換算方法としてみなされるのであろうか。FAS52ではなぜ、そのような換算の目的を設定したのか、その経過が不明確といわざるをえない。

2. 我が国外貨換算会計基準のアプローチ

我が国外貨換算会計基準の設定については基準の前文に記されており、外貨建取引等に係る包括的・一般的な会計処理基準を設定する際の基本的な考え方を明らかにしている。この中で、外貨表示財務諸表の換算方法に係る項目として次の問題点が検討されている。

（注8）ibid.

（注9）ibid., par.79.

（注10）ibid., par.80.

（注11）ibid., par.81.

(1) 決算時の外貨換算に際して、いかなる為替相場を選択・適用すべきかについては、流動・非流動法、貨幣・非貨幣法、テンポラル法、決算日レート法等のうちいずれの方法を採用すべきか。

(2) 為替相場の変動を企業会計上認識する際に、当該変動が企業会計に与えた確定的な影響のみを（為替決済損益として）認識する考え方と当該変動が企業会計に与えている暫定的な影響をも（為替換算差額等として）認識する考え方のうちいずれの考え方を重視すべきか、である。企業会計審議会ではこれらの問題を検討した結果、(1)については次のような考え方を採択している。すなわち、本店及び在外支店の外貨建又は外貨表示貨幣項目の換算については、貨幣・非貨幣法に流動・非流動法を加味した考え方を採択した。また、在外支店のたな卸資産、有形固定資産等の非貨幣項目の換算に関してはテンポラル法の考え方を採択し、在外子会社等の外貨表示財務諸表項目の換算に関してはテンポラル法の考え方を一部修正したものを採択している。

前文にも述べられているように、このような結論に達するまでには、(2)の問題についても同時に解決しなければならない。基準では「企業内容の開示の観点から公表財務諸表において企業の財務内容の判断に必要なすべての情報の開示を強調する考え方が高まってきている」として最近の会計思潮を鑑み、伝統的な収益認識基準に準拠するのではなく開示主義を優先した結果、為替変動の暫定的な影響をも認識することを妥当と結論づけている。その影響額の会計的性格については、外貨建金銭債権債務の財務諸表上の位置付け等の問題が今後解決しなければならない課題ではあるが、当該勘定科目から発生した為替相場変動の影響額を毎期末時に認識測定することが、現行の会計制度のもとで整合する処理なのかどうか、また、整合しないとすれば現行の会計処理を認める他に解決策がないのかについて我々は議論を重ねていかねばならないと考える。

ところで、我が国外貨換算会計基準がFAS52と比較して異なる点として、外貨換算会計基準では在外支店と在外子会社の外貨表示財務諸表の換算方法を区別している点を指摘できる。なるほど、このように区分した論拠については、「支店の活動の性格からみて本店との結びつき一体性が非常に強い」ことが指摘^(注12)されており、企業形態に分類している点ではFAS52と異なるとしても、それらの企業の性格で区別していると捉えることが可能ならば、FAS52と類似した点として理解できよう。しかしながら、商法及び税法の適用をうける本支店合併財務諸表には利益の繰延的な性格のある為替換算調整勘定という科目で処理することに問題があることも背景にあるところから、必ずしも在外事業活動の性格で捉えようとする考え方において一致しているとはいえない^(注13)。

また、外貨換算会計基準では在外子会社の場合には、むしろ自己充足的な性格として捉えているので、在外子会社であっても親会社の延長的な性格の場合の換算処理については選択の余地を残していない。すなわち、外貨換算会計基準ではFAS52でいうところの換算方法としては修正テンポラル法のみが該当することとなる。この点は日米基準の重要な違いとして捉えなければならない。

このように、支店と子会社の会計処理の区別は単に適用される法会計制度の問題として理解するのではなく、FAS52で示した機能通貨アプローチを理解する為にも重要な問題であろう。ただし、換算方法としてみるのか、再測定方法としてみるのかの違いは残されている。

そこで次にそれぞれの換算方法についてみていこう。

Ⅲ. 換算方法の比較検討

1. FAS52の換算方法

FAS52では機能通貨が外貨の場合、換算方法

(注12) 座談会「新為替換算会計基準の重要問題」、企業会計Vol.31, No.9, p.61.

(注13) 黒沢清稿「外貨建取引等会計処理基準の公表にあたって」、企業会計Vol.31, No.9, p.8.

として決算日レート法を指示しているが、ここで問題になるのは、機能通貨が決定されることと換算方法の関係である。

そこでまず、この機能通貨アプローチの基本的な考え方についてみていこう。

FAS52によれば、「一般的に、米国企業はその在外事業に対する純投資額の範囲内で為替リスクにさらされている」^(注14)ことを指摘し、もう一つの側面として「在外事業単位の財務上の結果や相互関連性に関係している」^(注15)ことをあげている。例えば日本企業が海外に投資して会社を設立したとしよう。当該企業が現地金融機関から借入、商品を購入し、また建物を建設したと仮定し、決算をむかえたとする。そのとき日本企業は（資産総額－負債総額）が為替リスクにさらされている。すなわち、「事業単位に対して機能通貨建の収益をうみだす資産は、同一通貨での支払うべき債務の有効なヘッジングとなりうる」^(注16)という考えに基づいている。

また、在外事業の作成する財務諸表は機能通貨によって測定されており、それらの財務上の結果あるいは各勘定科目ごとの相互関連性は機能通貨によって明らかにされるという考えに基づいているのである。

外貨が機能通貨の場合は決算日レートで換算することにより、リスクにさらされている部分を明確にし、また財務諸表の各項目間の関係も維持される。いわば、前述した換算の目的から決算日レート法が導きだされていると解釈できる。またFAS52では在外事業活動における機能通貨を区別することによって異なる会計処理を指示している。

まず、外貨が機能通貨となるケースについて考えてみよう。このとき注意しなければならないことは、本国親会社が投資しているケースを含んで考えることができるのか、あるいは現地に子会社が出資したケースでのみ考えていかな

ければならないのかという点である。仮に本国親会社が現地子会社を設立するような場合、連結財務諸表作成において必ず親会社の出資した時点の為替相場が係ってくること及びその出資金が貸借対照表の借方資産になんらかの項目で存在することとなるので、それら資産項目の取得時の為替相場が係わってくる。そのようなケースにおける在外子会社の機能通貨は、FAS52で指摘している「機能通貨が外貨である」というケースではなく、むしろ「機能通貨が本国親会社の報告通貨」と考えられる。しかしながら、現地に進出した後、数期間もの間、継続して事業活動が行われている場合において、現地通貨を機能通貨としているケースはありうる。あるいは、現地子会社が出資して子会社を設立するようなケースを前提としているのであろうか、曖昧さの残る点である。FAS52においても厳密な規定を提唱しているようでもない。例えば、機能通貨アプローチに対して「同一の状況下で同一の会計処理が行われることがない」という批判に対し、FAS52では「時には同一のように見える状況下であっても異なった方法で会計処理されるという可能性の有ることを認める」^(注17)と述べて、それは避けることができないリスクとしている。したがって、厳密には本国通貨が機能通貨として係り合いをもっているとしても実質的な機能通貨が何であるかという点を重視した基準と解釈できよう。このように捉えることを前提にすれば、機能通貨アプローチは曖昧な点を残している基準として認識し、継続適用することによって真実性の原則を支えていかなければならないであろう。

実際、日本側からの出資割合を例に見た場合、50%を超える企業の数の割合は、現地法人全体から見て高い状況である^(注18)。実務上の問題は、これらの企業の実質的な機能通貨が何かを見極めて行かねばならないことである。本国通貨が機能通貨となるようなケースは、特に現地

(注14) FASB, op. cit., par.94.

(注15) ibid., par.97.

(注16) ibid., par.94.

(注17) ibid., par.84.

(注18) 通商産業省産業政策局国際企業課編「第18・19回 我が国企業の海外事業活動」, P.133, 1990.

進出の初期段階では多いであろう。他方、現地進出が長ければ当然親会社あるいは本国通貨から切り離された現地志向の活動を行っているであろう。この場合の機能通貨は外貨となる。したがって、本国親会社が出資している場合においても機能通貨が外貨のケースと本国通貨のケースにわけて会計処理を区別しなければならない。

それでは、各々の換算基準が提唱している換算方法の概略を理解する為に、次の単純な設例によって検討してみよう。したがって、各々の換算差額等の発生要因についてはさらに詳細な検討が必要であることは了解していただきたい。

設 例

日本企業は米国に現金\$4（\$1=¥100）を出資して決算期末時点に現金\$2、商品\$2を所有しているとする（表1）。この商品は出資した時点で購入したものとする。決算期末時の為替相場\$1=¥80とする

表 1

B / S		\$
現金	2	資本金 4
商品	2	

表 2

P / L		\$
期首商品	2	売上高 3
当期仕入	0	期末商品 1
利益	2	

B / S		\$
現金	5	資本金 4
商品	1	利益 2

したがって、1期の換算後の期首貸借対照表は表3のとおりである。

表 3

B / S		¥
現金	200	資本金 400
商品	200	

この設定だけからは、機能通貨が本国通貨であるのか、外貨であるのか明確には判定できないように思われる。例えば機能通貨が本国通貨であるとして処理するのであれば表4のようになる。

表 4

1期の換算後の貸借対照表は

B / S		¥
現金	160	資本金 400
商品	200	
当期損失	40	

P / L

為替差損	40	当期損失 40
------	----	---------

2期の換算後の貸借対照表、損益計算書は

P / L		¥
期首商品	200	売上高 210
当期仕入	0	期末商品 100
為替差損	60	
利益	50	

B / S		¥
現金	350	資本金 400
商品	100	利益 50

次に外貨が機能通貨と考えれば表5のようになる。

表 5

1期の換算後の貸借対照表は

B / S		¥
現金	160	資本金 400
商品	160	
換算調整勘定	80	

2 期の換算後の貸借対照表, 損益計算書は

P / L		¥	
期首商品	160	売上高	210
当期仕入	0	期末商品	70
利益	140	換算調整勘定	20
B / S		¥	
現金	350	資本金	400
商品	70	利益	140
換算調整勘定	120		

F A S 52の換算方法において生じる換算調整勘定の金額についてみると, 1 期の期首貸借対照表からも明らかのように, 現金\$ 2 は¥200, 商品\$ 2 は¥200であり, 期中の取引は何も行われていないので本来期首のままの財務状態となる筈である。しかしながら, 為替相場が期首と期末時では異なることから換算後の財政状態は表3のように変化する。この変動原因を分析すると, 現金勘定の変動は $(100-80) \times 2$ によって算定され, また商品勘定の変動も $(100-80) \times 2$ によって算定される。すなわち, 第1期の換算後の貸借対照表における換算調整勘定は現金項目及び商品項目に発生した為替相場の変動の結果によることが理解できる。

それでは第2期の換算後の貸借対照表における換算調整勘定について分析しよう。ここで, 現金売上の仕訳は

現金	\$ 3	商品	\$ 1
		商品販売益	\$ 2

である。借方の現金勘定の\$ 3のうち\$ 2は商品販売益という収益に相当し, 残り\$ 1は商品勘定に投資した額の回収と見ることができる。商品勘定に投下した時点の金額は¥100であったものが, 売上時に¥70という金額で回収したと見ることができる。すなわち, その差額¥30は為替相場変動にともなう。このように換算調整勘定の内容は分析される。

決算日レート法あるいはテンポラル法は, 換

算あるいは再測定というようなよび方は異なっているが, 如何なる点が異なるのか。決算日レート法では, すべての項目に対する為替相場変動の影響を認識するが, それは親会社のキャッシュフローに関係しないことから当期の損益計算には算入しない。それに対し, 再測定を行うと貨幣項目に及ぼす為替相場変動の影響が認識され, その金額は当期の損益計算に算入されることとなる。これらの処理の違いの論点は第1に貨幣項目に生じた為替差損益を当期損益計算に含めるのか否かという点, 第2に商品勘定の価額はいかなる数値が連結財務諸表上で開示されるべきかという点である。F A S 52ではこの点を, 在外企業活動の測定尺度によって区分し, 外貨の場合のみ換算処理としているのである。その場合, 商品勘定は期末時レートで換算されることになるので, 実際に商品勘定に変化がなくても, 為替相場の変動があれば金額は変化するというケースも起こり得る。また, 外貨による測定値に決算時のレートを乗じるという意味不明な手続を行うこととなる。この点はフィートをセンチメートルに単位を換算しなおすことと根本的に異なっている点が見落とされているように思われる。通貨の場合には変換尺度が常に変動していること及び親会社の財務諸表と結合された数値としての意味を抜きにして考えてはならないと考える。

国際的換算方法として決算日レート法に統一されつつあるが, 単に差額を当期損益計算から除外するだけでは解決できない問題が残されているように思われる。

2. 我が国外貨換算会計基準の換算方法

① 在外子会社の外貨表示財務諸表の換算

F A S 52の処理方法の上記具体例において我が国外貨換算会計基準に準拠した在外子会社の貸借対照表及び損益計算書は下記のとおりになる。

1 期の貸借対照表は表6のとおりである。

表 6

	B / S		¥
現金	160	資本金	400
商品	200		
換算調整勘定	40		

修正テンポラル法では、貨幣項目であっても、長期と短期で為替レートを区別している。この点はテンポラル法と異なる点の一つである。また、当期利益及び期末留保利益を決算日レートで換算する点もテンポラル法とは異なる。そして、換算差額は当期損益計算に含めず、為替換算調整勘定として処理することも特徴であり、この点 F A S 52 における決算日レート法の処理に類似している。

続いて第 2 期の換算後の貸借対照表及び損益計算書は表 7 のとおりである。

表 7

	P / L		¥
期首商品	200	売上高	210
当期仕入	0	期末商品	100
利益	140	換算調整勘定	30

	B / S		¥
現金	350	資本金	400
商品	100	利益	140
換算調整勘定	90		

修正テンポラル法ではテンポラル法と同様に貨幣項目に及ぼす為替相場変動の影響額を認識しようとしているが、当該影響額は当期損益計算には含めない点で異なる。テンポラル法では在外事業単位が保有する貨幣項目に生じる影響額を当期損益としているのに対し、修正テンポラル法では除外している。この差額が会計上どのように定義されるかが問題となるのである（注19）。決算日レート法と比較する場合には、発生する差額が、いかなる勘定科目から発生しているのかが必ずしも一致しないことから、こ

れまでの議論では差額の会計上の性格が不明確になっていた。すなわち、テンポラル法の開示しようとする内容と決算日レート法が開示しようとしている内容は明らかに異なっている。そこで、論点を明確にしておくことは今後の換算方法決定において重要である。これまでは、換算方法としてテンポラル法と決算日レート法の対立として論争されてきた。しかし、F A S 52 で自己充足的な在外企業体を前提に換算方法として決算日レート法を捉え、他方、我が国外貨換算会計基準では自己充足的な在外事業体の換算方法として修正テンポラル法を捉えたことにより、これらは同じ土俵で論じることができる。また、F A S 52 及び我が国外貨換算会計基準の両者では親会社の延長としての在外企業体活動に関する換算方法（F A S 52 では再測定法としているが）についてはテンポラル法の処理で一致していると理解できる。ただし、厳密には外貨建金銭債権債務の換算レートの適用において若干の違いは残されている。

このように考察していくと、解決されていない問題は自己充足的性格の在外事業活動体の外貨表示財務諸表の換算法として決算日レート法か修正テンポラル法のいずれの方法が妥当かという問題として整理できる。

また、一方で、テンポラル法と修正テンポラル法の開示しようとする内容は概ね同一と理解できることから、これらの処理についても同時に検討されねばならない。これらを換算方法としてみなすか、あるいは再測定方法として論じるかは、換算の意義を改めて問うことから別稿で検討してみたい。

次に、我が国外貨換算会計基準において例外的に認められた方法としての決算日レート法についてみてみよう。これは、外貨換算会計基準注解 9 において「長期金銭債権債務及び非貨幣

（注19）ここで発生する為替換算調整勘定の会計的な性格については拙稿「為替換算調整勘定の発生メカニズムとその性格」中部大学経営情報学部論集第 5 巻第 1・2 号 1990 年 12 月を参照していただきたい。

性項目の額に重要性がない場合には、すべての財務諸表項目（資本勘定等を除く。）について決算時の為替相場による円換算額を付する方法を適用することができる。この場合において、換算によって生じた換算差額は、為替換算調整勘定に計上し、貸借対照表の資産の部又は負債の部に記載するものとする。」と規定されている。ここでの処理として考えられるものはFAS52で示した換算方法のほかに表8の処理があり得る。

表 8

その①

1 期の換算後の貸借対照表は

B / S		¥
現金	160	資本金 400
商品	160	
換算調整勘定	80	

2 期の換算後の貸借対照表、損益計算書は

P / L		¥
期首商品	140	売上高 210
当期仕入	0	期末商品 70
利益	140	

B / S		¥
現金	350	資本金 400
商品	70	利益 140
換算調整勘定	120	

この方法は売上原価の算定において期首商品の棚卸高について決算時の為替相場を適用している点においてFAS52で示した決算日レート法とは異なっている。この処理を行ったとすれば、前期末の商品在高と損益計算書の期首商品棚卸高は異なる数値となり、財務諸表の期間比較が不可能となる。しかし、FAS52のように処理した場合においても、仮に期首商品棚卸高が\$1で、当期仕入高が0、期末商品棚卸高が0のようなケースにおいて、同一商品について異なる価額が存在しているかのように表示されること

となる。

通常の米国企業のアニュアルレポートでは、売上原価のみが表示されているので、この点は不明確といわざるをえない。

表 9

その②

1 期の換算後の貸借対照表は

B / S		¥
現金	160	資本金 400
商品	160	
換算調整勘定	80	

2 期の換算後の貸借対照表、損益計算書は

P / L		¥
期首商品	160	売上高 210
当期仕入	0	期末商品 70
利益	120	

B / S		¥
現金	350	資本金 400
商品	70	利益 120
換算調整勘定	100	

表9の場合には、FAS52の処理と期首商品の換算後の価額については同様ではあるが、損益計算書上の利益算定は外貨による測定値に決算日レートを乗じた数値ではない点がこれまで説明した決算日レート法とは異なっている。したがって、それまでの決算日レート法とは異なる利益額が算定されることとなる。

② 在外支店の外貨表示財務諸表の換算

在外支店の外貨表示財務諸表の換算処理においては、流動・非流動法の考え方を取り入れている点で若干異なるが、基本的にはFAS52において再測定方法として位置づけられた処理と一致するので、ここでは具体例については略す。その性格については、暫定的な為替レート変動の影響が損益計算に反映されるという我が国外貨換算会計基準のアプローチにおいて企業会計審議会の採択した考え方が反映された処理であ

るといえる。

なお、長期外貨建金銭債権債務及び非貨幣性項目の額に重要性がない場合決算日レート法の適用も例外的に認めていることは在外子会社の場合と同様である。また、その場合においても、換算によって生じた差額は当期の為替差損益として処理することとしている。

Ⅳ. おわりに

これまで、FAS52と我が国外貨換算会計基準を比較検討した結果は次のように整理できる。

1. FAS52では機能通貨が外貨の場合のみ決算日レート法を換算方法として指示しており、報告通貨が機能通貨の場合には再測定方法としてFAS 8というテンポラル法を示している。また、外貨が機能通貨となるケースは親会社とは独立して比較的自己充足的でかつ特定の国あるいは特定の経済環境下にある在外事業の場合が該当する。外貨換算会計基準についてみると、在外企業の形態別に換算方法を指示している点がまず異なる。

この点について見る限り、FAS52は在外企業

活動の質的側面を重視した視点に基本的に立脚しており、我が国外貨換算基準は在外企業の形式的側面に視点を置いているように思われる。この点は、今後、日米の比較をさらに進めていくとき検討していきたい。

2. 両基準も在外企業の性格にしたがって会計処理を区別しようとしている点は共通している点として指摘したい。

3. 親会社の活動の延長的な活動を行う在外企業の外貨表示財務諸表の会計処理についてFAS 8というテンポラル法の処理で基本的には一致しているように理解できる。しかしながら、自己充足的な性格を有する在外企業の外貨表示財務諸表の換算方法としてはFAS52が決算日レート法を主張しているのに対し、外貨換算基準では我が国独自の修正テンポラル法を主張している。

4. 換算方法と再測定の違い、換算の目的の比較等基本的な問題について外貨換算基準では不明確である。以上のように整理できるが、今後は自己充足的な性格を有する在外企業のケースに焦点をあて検討していきたい。